

平成21年度第3回神奈川県特別職報酬等審議会委員懇談会の概要

平成21年10月26日(月)

14時00分～16時00分

新庁舎5階「新庁応接室」

1 出席者

- (委員) 会長 柴田 悟一 (横浜商科大学教授)
委員 石井 清 (神奈川県農業協同組合中央会会長)
委員 上條 茉莉子 (コペルネット株式会社代表取締役)
委員 杉浦 尚子 (県政モニターOB会副会長)
委員 野村 芳広 (日本労働組合総連合会神奈川県連合会会長)
委員 細谷 明美 (社団法人神奈川県医師会代議員)
委員 松尾 美智代 (神奈川県地域婦人団体連絡協議会会長)

(当局側) 羽田副知事、古谷総務部長、松森人事課長

2 議事内容

- (1) 副知事あいさつ
- (2) 神奈川県行政委員の報酬について

3 意見交換の概要

(1) 神奈川県行政委員の報酬について

事務局から昭和31年地方自治法の改正の趣旨、行政委員会設置当時の報酬に係る規定、行政委員の報酬についての基本的な考え方、行政委員の報酬額の水準について説明し、委員から意見を伺った。

(行政委員会委員ごとの支給方法の判断について)

- ・ 結論的には、非常に納得できる。昭和23年からの経緯を読み、やはり本来的には日額でいいという感じである。当時の状況と、現在を比較して、県民感情から言えば、この結果は納得できるという気がする。
- ・ 公安委員会は嫌がらせ等が多く、ある意味身の危険もあるので、これは月額とする一つの理由付けになる。一方、監査委員は、監査の欠席が不可、それから制約が大きい。それを重視し、そうした制約の中で、常勤に近いものと近くないものを区別する。基準としては、日数と職責等だが、職責等の中でも個人的なこういう身の危険にかかるものと、制約条件というものと、この2つを勘案する必要がある。

- ・ 監査委員が公安委員に比べて、どのくらい制約があるのかは、若干よく見えないところがあるが、説明を聞くと、非常に大変で、仕事の量が多い。それならば、日数で複雑に判断するよりは、月額の方がよい。委員も月額である程度保障されていれば、働きやすい。公安委員会と監査委員は月額でよい。
- ・ 原則日額という考え方の主張と、どうバランスを取るか。月額とする場合は、最低限にするべきである。
- ・ 監査委員は、一つの案件によって、非常に時間を取られる。その間、自分の仕事が出来なくなる。仮に日額で補償すると、非常に高い額となり、他とのバランスがとれない。
ある種名誉職的なところもある。普通の弁護士費用ではなく、それなりのステイタスでやっていたいているところがある。
- ・ 教育委員会に関しては、教育長という役割が別になり、委員長だけが特に委員と違い月額とする理由は認められない。日額一本とする。
- ・ 現行の報酬額を見て、あまり委員長と委員の差がないと思った。逆に仕事の職責とかがあるのであれば、もう少し差があってもよい。
- ・ 公安委員会と識見の非常勤監査委員は原案どおり月額とする。教育委員会は日額ということにして、委員長と委員に差を設けることとする。

(行政委員の報酬額の水準について)

- ・ いろいろな話を聞いていると、委員長は委員の倍近く責任などがあると感じる。
- ・ 日額について、基本のベースは1つにして、それに上乗せしていく。委員長は委員の何パーセントプラスするという案。あるいは、全ての委員会で同じ額をベースとして、それぞれの委員会の実情でプラス何パーセントとするという案。
- ・ 職責に応じてランク分けをした方がいいが、理由付けが難しい。
- ・ 行政委員は執行機関であり、諮問機関である審議会の委員より、職責は重いと思う。
- ・ 日額とした場合の報酬額を考えるのであれば、国の行政機関の委員報酬と比較するのが妥当である。執行機関である行政委員の報酬が、諮問機関である審議会の委員報酬が1万9千円より高いのは分かるが、国の基準を超えるかどうかを判断するのがよいのではないか。他県を見ても、日額2万7千円。国の3万5千円から2万7千円の間ぐらいが基準となるのではないか。
- ・ 弁護士は、行政委員の活動中、本業の仕事ができず、収入が無くなってしまうの

で、その分の手当が必要である。労働委員会などでは、弁護士がいないと回らないので、月額にはできないなりに、日額に差をつけることはやむを得ない。資格に特殊性を持たせる。報酬の基準の考え方として、弁護士、公認会計士等の特殊事案は考慮が必要だと思われる。一律に同額とするのはどうかと思う。

- ・ 弁護士や公認会計士といった、自分の時間を使われてしまうと、仕事にならないというところは見てあげないといけない。何かそういう資格手当みたいなものがあれば、はっきりする。
- ・ 3万円前後で一定水準を決めて、資格要件と委員長加算をプラスする。

(2) その他

今回の特別職報酬等審議会委員懇談会については、自由な意見交換の場であることから、事務局で懇談会結果の概要版を作成し、委員に確認の上、本県のホームページに公開することとした。